

令和7年度 沼津市EV導入促進による脱炭素型地域社会・地域防災強化事業

公募要領

この要領は、「令和7年度 沼津市EV導入促進による脱炭素型地域社会・地域防災強化事業」の参画方法について、必要な事項を定めるものである。

1 目的・趣旨

本事業は、2050年脱炭素社会の実現を目指す「ゼロカーボンシティ NUMAZU2050」推進のため、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車（以下、「EV」という。）の新規導入の促進を目的とすると同時に、バッテリーの充放電が可能なEVを「動く蓄電池」として活用することで、災害時等に活用可能な体制を構築し、地域連携による災害に強いまちづくりの推進を目的とするものであり、EV導入促進による、脱炭素型地域社会と地域防災強化の両立を目指すものである。

令和7年度事業の実施に当たっては、本要領の定めにより事業目的に賛同する事業者を幅広く公募し、推進のための連携体制を構築していく事とするが、併せて、充電インフラの設置が不要な「共同利用型充電サービス」によるカーボンフリー充電を実現する事業者に対してEV導入費用の一部を補助することで、事業者によるEVの新規導入を図ることとする。

2 対象となる事業者（参画資格）

本事業への参画対象となるものは、次の各号のすべてを満たす事業者とする。

- (1) 事業目的に賛同し地域および行政との連携意向をもち、市内に事業所を有すること
- (2) EV走行に使用する電力の、実質ゼロエミッション化（カーボンフリー充電）（※1）が実現可能な充電を行うこと
- (3) 沼津市内を中心にEVを日常的に利用すること
- (4) 事業推進を目的とした市からの要請等（※2）に対する協力を行うこと
- (5) 沼津市暴力団排除条例（平成24年条例第22号）第2条第1号に規定する暴力団、同条第2号に規定する暴力団員等又はこれらと密接な関係を有する者でないこと

（※1）再エネまたは実質再エネによる充電を「カーボンフリー充電」と言い、以下のいずれかの方法で実現することとする。

- ① 「共同利用型充電サービス」（別紙参照）を利用する
- ② EV充電器に使用する電力を以下の方法等によりカーボンフリーにする
 - A. 太陽光等、再エネ発電設備で発電した電力を利用する
 - B. 電力小売事業者が提供する再エネ（実質再エネを含む）対応の電力料金プランに加入する
 - C. EV走行分の充電電力量に相当する環境価値証書を調達する

(※2)市からの協力要請は、以下の内容を想定している。

- ・非常時に「動く蓄電池」としてEVを活用する仕組みの検討と実践への協力
- ・EVを活用した防災訓練等のイベントなどによる啓発や広報活動への協力
- ・EVの利用状況他、脱炭素や災害対応に関するデータ提供やアンケート等への協力
- ・脱炭素推進と地域防災強化に向けた取り組みに対する積極的な関与
- ・その他目的を達成するために必要かつ有益であると認める活動への協力 等

3 対象となるEV車両

経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV 補助金）」適用車両のうち、バッテリーのみを駆動力とする電気自動車（BEV）(※3)であって、外部給電機能(※4)を有する車両であること

(※3)バッテリー以外の駆動力をもつプラグインハイブリッド車(PHV/PHEV)やハイブリッド車(HV)は含まない。

(※4)外部給電器やV2H 充放電設備を経由又は車載コンセント(AC100V/1500W)から電力を取り出せる機能を言う。

4 公募の期間

令和7年4月10日（木） から 令和8年1月30日（金）

5 参画承認の上限

事業者数、車両台数による上限は設けない。

ただし、「共同利用型充電サービス」による充電が可能な車両は、最大30台程度とし、複数の車両で「共同利用型充電サービス」を利用しようとする事業者においては、応募状況により台数を制限することがある。

6 問い合わせ・書類提出先

沼津市生活環境部環境政策課（〒410-8601 沼津市御幸町16番1号 沼津市役所7階）

担当 ゼロカーボン推進室

電話 055-934-4741 FAX 055-934-3045

E-mail kankyo@city.numazu.lg.jp

7 参画申込及び申請書類等の提出

(1) 提出期限

令和7年1月30日(金) 17時(必着)

(2) 提出方法

以下の書類を公募の期間中に、6 問い合わせ・書類提出先へ提出(電子メール、郵送持参可)すること。

(3) 提出書類

- ① 事業参画申請書(様式1)
- ② EV導入活用計画書(様式2)
- ③ 脱炭素・防災・社会貢献への取り組み状況等に関する報告書(様式3)
- ④ カーボンフリーの充電の実現手法に関する報告書(様式4)
- ⑤ 会社概要等(様式任意。パンフレット等でも可)
- ⑥ 登記簿謄本等(申込日から3カ月以内に発行されたもの)
 - ・法人登記している事業者は履歴事項全部証明書の写し
 - ・個人事業主の場合は、代表者身分証明書の写し

なお、提出された書類は、本事業の参画承認に係る審査及び事業の推進にのみ利用し、それ以外の目的には使用しない。また、提出書類は一切返却しない。

8 審査及び参画承認

(1) 審査

提出書類の確認後、応募資格に基づいて審査を行う。また、必要に応じヒアリングおよび現地調査を実施するほか、追加資料の提出を求めることがある。

(2) 参画承認

原則として、応募資格を満たす事業者は参画承認の対象とする。

ただし、共同利用型充電サービス利用車両の応募が上限台数(30台程度)を超える場合は、導入活用計画書、ヒアリング、現地調査の結果から、以下の判断基準に基づいて総合的に参画承認事業者を決定する。

公募枠を超えた場合の参画承認の判断基準

- ・共同利用型充電サービスの基礎充電利用に支障がないか
- ・EVの日常における走行距離が極端に短くないか
- ・新規EV導入のきっかけとして寄与しているか

(3) 通知

応募資格を満たし適当と認める場合には、申請事業者を本事業の参画承認事業者として承認し、通知するものとする。また、不承認の場合は、市にその理由の説明を求めることができる。

9 参画承認の取り消し

次のいずれかに該当する場合は参画承認を取り消すことができる。

- (1) 提出書類に虚偽の記載をしたことが判明したとき
- (2) 参画承認事業者として不誠実な行為があったと市長が認めたとき

10 EV 車両購入費への補助のご案内

(1) 補助概要

事業者による温室効果ガスの削減を積極的に支援するため、走行時に温室効果ガスを排出しない電気自動車を購入又はリースにより新規に導入する事業者に対し、沼津市EV導入促進補助金を交付する。

(2) 補助の対象となる車両

- ①経済産業省が実施する「クリーンエネルギー自動車導入促進補助金（CEV 補助金）」適用車両のうち、バッテリーのみを駆動力とする電気自動車であって、外部給電機能を有する車両であること
- ②新車として新規に導入（購入またはリース）する車両であって、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの期間に新規車両登録をおこなうもの

(3) 補助額

要件等	補助金額
・沼津市EV導入促進による脱炭素型地域社会・地域防災強化事業の参画承認を得ている ・補助対象車両の充電を行うときは、主に、沼津郵便局敷地内設置の共同利用型充電ステーションを利用する	補助対象車両1台につき15万円
上記に掲げる要件に該当しない場合	補助対象車両1台につき5万円

※詳細は沼津市EV導入促進補助金のHP及び交付要綱をご確認ください。